

高梨外一名ハ要求條項ヲ提出ニシルニ一級特働者  
ハ之ニ妄動スルノ氣配ナリ兩名等殆ド困憊ノ状ナリ  
シヨ百方術策ヲ廻シ前記松岡外四五ノ交渉委員  
卜謀リ曩ニ提出セル要求條件ヲ變更シ七月廿六  
日更ニ九記ノモノヲ鑛業所長ニ提出セリ

改訂要求條件

1. 現在ノ平均賃金一田二千米ニ四割増ノコト  
本番夫等級賃金四割増選錄請負夫ハ現在ノ

標準ニ一割五分増ノコト

2. 従来ノ供給米ハ七分三分ナルコト外米ニ分内米ハ

分内米一外米二十八米トスルコト

3. 勤続手當ニ足尾鑛山同額ニスルコト

4. 事故ニシテ退職スルモノハ廿四時間以内ニ許可

スルコト尚七日以内ノ賃金及手當ニ支給スルコト

5. 病氣ニ罹リケルトキハ家口米ヲ全快スル迄貸シ

與フルコト